五、事務所ノ移転ニ関スル事

男一三九名　女二名　合計一四一名

六、事故ノ原因

今般ノ西宮市其他阪神地区ニ発生シタル火事ニ際シ当組合ノ出張所ニ於テハ消防ノ手ヲ増加シ又ハ消防ノ手ヲ以テ火事ニ当ラシメ又ハ第三者ヲシテ消防ニ当ラシメタル事実ハ無キモ尚ホ当組合ノ倉庫ニ保存シアル消防用具ヲ提出シ又ハ貸与シタル事実アリ

七、罰則ノ適用

(一)、処分事項ニ付テハ該当ナシ

(二)、告訴告発ノ件数ハ一件ニシテ

(三)、詐欺ノ件数ハ一件ニシテ

詐欺ノ方法ハ(薬物)ニ関スル一件ニシテ其ノ内容ハ不良ノ

(四)、公益事業ニ関スル事項

(一)、事業ノ種類ハ変更ナシ

(二)、事業ノ経営ニ関スル事項

(三)、昭和二十年一月一日ヨリ昭和二十年十二月三十一日迄ノ間ニ於ケル事業ノ経営ハ左ノ如シ

(イ)、救護ニ関スル事項

昭和二十年一月一日ヨリ同年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル救護ハ左ノ如シ

救護ノ種類	救護ノ件数	救護ノ人員	救護ノ延日数	救護ノ費用
医療	一件	一人	一日	一円
助産	一件	一人	一日	一円
合計	二件	二人	二日	二円

(ロ)、消防ニ関スル事項

昭和二十年一月一日ヨリ同年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル消防ハ左ノ如シ

消防ノ種類	消防ノ件数	消防ノ人員	消防ノ延日数	消防ノ費用
消防	一件	一人	一日	一円
警戒	一件	一人	一日	一円
合計	二件	二人	二日	二円

(ハ)、防空ニ関スル事項

昭和二十年一月一日ヨリ同年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル防空ハ左ノ如シ

防空ノ種類	防空ノ件数	防空ノ人員	防空ノ延日数	防空ノ費用
防空	一件	一人	一日	一円
警戒	一件	一人	一日	一円
合計	二件	二人	二日	二円

(ニ)、来ル十九ノ工作物ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ホ)、昭和二十年一月一日ヨリ同年十二月三十一日迄ノ間ニ於ケル工作物ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ヘ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ト)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(チ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(リ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ヌ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ル)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ヲ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ワ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(カ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ヨ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(タ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(レ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ソ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ツ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ネ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ナ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ラ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ム)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ウ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ノ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(オ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ク)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ヤ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(マ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ケ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(フ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(コ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(エ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(テ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ア)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(サ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(キ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ユ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(メ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ミ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(シ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ヒ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(モ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(セ)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ス)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム

(ン)、物件ノ設置ニ関スル届出ハ無キモノト認ム